

広島県告示第五百八十八号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

当該区域の空中写真撮影及び現地画像基準点測量を実施し、数値写真を作成する。

二 作業期間

令和五年五月十九日から令和六年三月三十一日まで

三 作業地域

広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、
熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町